

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

令和7年3月6日

大阪広域水道企業団契約規程第12条第2号に基づく、令和7年度における役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

	契約名	履行場所	契約概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
1	阪南水道センター管内水道施設草刈清掃業務	阪南市下出323番1ほか27箇所	草刈清掃業務 1式	令和7年4月から 令和8年3月まで	1. 高齢者の安定した雇用の促進、高齢者の再就職の促進及び高齢退職者に対する就業機会の促進ができる者 2. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地の法人
2	阪南水道センター庁舎清掃業務	阪南市鳥取74番地の1	庁舎清掃業務 1式	令和7年4月から 令和8年3月まで	1. 高齢者の安定した雇用の促進、高齢者の再就職の促進及び高齢退職者に対する就業機会の促進ができる者 2. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地の法人